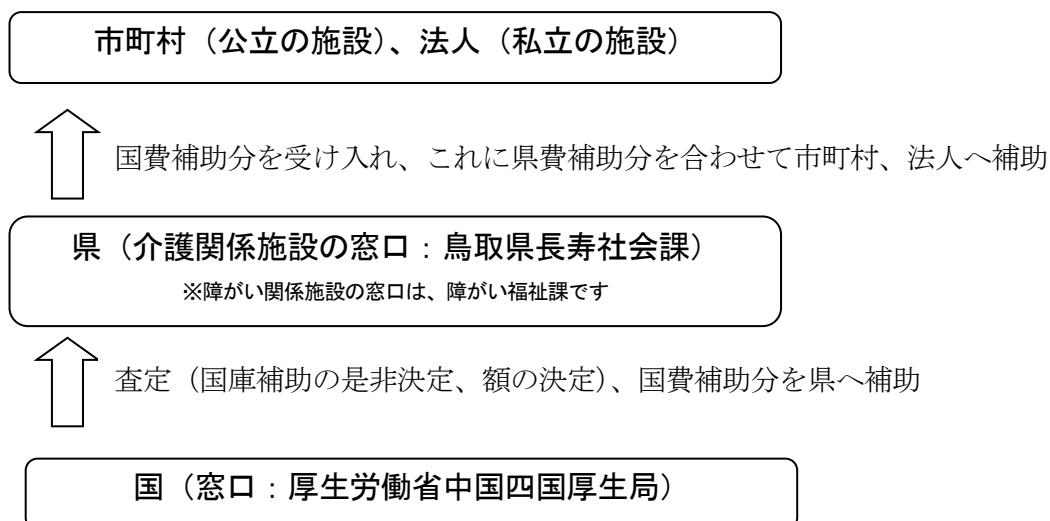


老人福祉施設等災害復旧費補助金の留意事項

● 補助金の交付の流れ等について

(1) 補助の体系（補助スキーム）



(2) 今後の大まかな流れ

- ① 市町村・法人から県へ協議書類を提出（1月27日ㄨ）
- ② 県から協議書類を中国四国厚生局へ提出（発生から30日以内→2月5日）
- ③ 中国四国厚生局等による実地調査・補助金額の査定（※）

※ 協議書をもとに、被災した施設等に対し中国四国厚生局担当者が中国財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、査定が行われます。

この査定により、補助の是非決定及び補助額（上限額）が中国四国厚生局等により決定されます。

※ 実地調査の時期について現時点では時期は未定ですので、今後連絡があり次第お知らせします。

- ④ 市町村・法人から県へ交付申請及び事業実績報告書提出
- ⑤ 県から中国四国厚生局へ交付申請及び事業実績報告書提出
- ⑥ 中国四国厚生局から県への補助金確定（通知）
- ⑦ 県から市町村・法人へ補助金確定（通知）
- ⑧ 県から市町村・法人へ支払

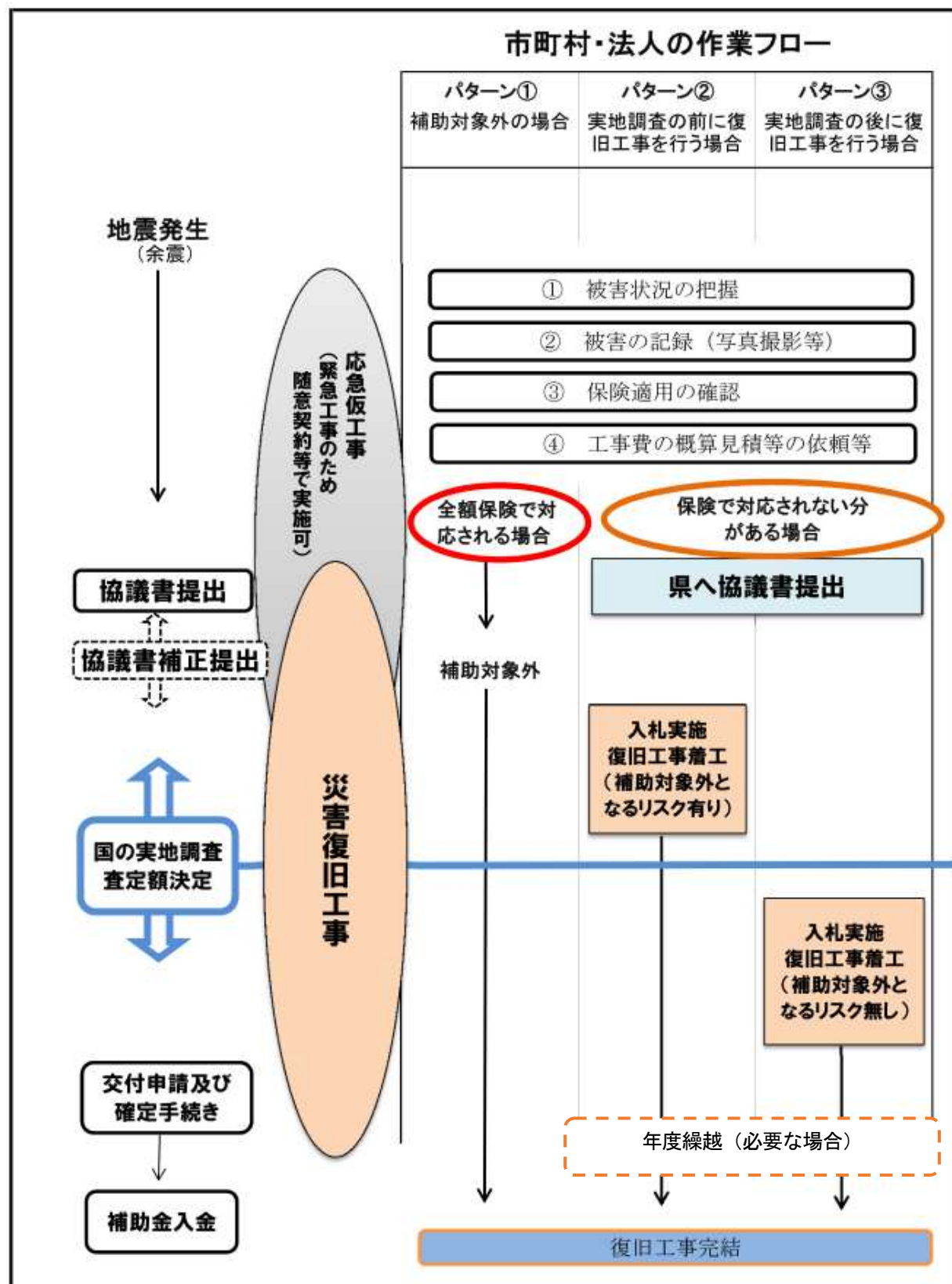
(3) 補助金の入金方法

公立施設・・・県から市町村へのお入金となります。

私立施設・・・県から法人へのお入金となります。

● 今後の流れについて

補助金に係る流れを把握できるように下のおりイメージ図を作成しました。
今後、国の動向等により時期等が変更となる場合があります。



●災害復旧（補助）の留意点等について

① 原則

災害復旧は、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する「原形復旧（※）」が基本である。そのため、被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、災害査定上では認められない。

ただし、原形復旧として認められた額に対して、自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を行うことを妨げるものではない。

（※）旧耐震基準により整備された施設であっても、復旧する新耐震基準により整備を行うこととなること。

（出典）令和6年8月8日付け九州厚生局参考資料「災害復旧費について」

平成23年5月6日付け厚生労働省からの事務連絡「東日本大震災により被災した社会福祉施設等の早期復旧について」

② 過去の災害時に厚生局から示されている事項

- 災害復旧の補助金は、原形復旧（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること）を原則とします。
- 自己負担で耐震対策を講じるなど手厚い復旧を行うことを妨げるものではありませんが、災害復旧費として認めることができるのは原形復旧分のみですので、所要額の精査にあたってはこの点にご留意願います。
- 壁、床、天井のクラックや壁、天井のクロスの損傷
 - ⇒ 原則として充填剤を用いた補修やクラック部分を最小限で覆うことのできる程度の面積分での張り替えなど、必要最低限の修繕。
全面を張り替える等の場合には、配管配電等の他の復旧工事に伴い当該壁等を取り壊さざるを得ない、一面にクラックや破れがあり充填剤による補修では構造上強度不足となる、つぎはぎで補修するよりも経済的である等、相当の理由が必要。
- 壁、床、天井のタイルや瓦やガラスの割れ
 - ⇒ 原則として割れたタイル等の枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合は再利用するなど、必要最低限の修繕。上記同様、全面を張り替える等の場合には相当の理由が必要。
- 壁等の傾き
 - ⇒ 原則として破損した数量分の取替により補修するなど、必要最低限の修繕。
周辺の破損していないもの等、強度上問題のないものについては再利用する。
- 照明等の破損
 - ⇒ 同等あるいはそれ以下の部品を用いて補修。

これらのように、原形復旧とは必要最低限の工事ですので、原形復旧が著しく困難であるか不相当である等、相当の理由がある場合のみ建て替え等の選択となってまいります。建築の専門的な判断を要しますが、必要最低限の工事を行うことを基本として進めていただくようお願いします。（補修や補強で復旧することが可能であるにもかかわらず建て替えをすることは補助対象になりません。）

③ その他留意点

- 災害復旧に係る補助金は、国へ提出する協議書をもとに、被災した施設等に対し中国四国厚生局担当者が中国財務局担当者の立会のもとで実施調査を行い、査定（補助の是非決定、補助額（上限額）の決定）が行われます。
- 査定により補助対象として認められなかった費用は自己負担となります。
- 仮に実地調査・査定が行われる前に、施設の設置者の判断で、工事を実施された場合において、実地調査・査定により認められなかった場合は、施設設置者の自己負担となります。

特に建て替え等、大規模な復旧工事の実施を検討されている場合は、法人・施設の運営に重大な影響を与えることとなりますので、実施前に当課の担当者に御連絡いただきますようお願いいたします。

●写真について

被災した箇所やその寸法等が分かるよう写真等で記録してください。

被災写真は、被災状況の確認、復旧事業としての要件、復旧範囲、復旧工法の適否の判断資料として重要なものとなりますので、下記の記載を参照の上、災害復旧費として計上する工事内容を立証できるものをご用意願います。

- ・ 全ての被災箇所（全景・近接）を撮影。撮影延長が長くなる場合は継ぎ写真（起点終点がわかること）とし、近接写真についてはその場所が分かるよう遠景写真も撮影。
- ・ ピンぼけや被災箇所の撮影欠如がないこと。
- ・ 被災の状況が明確に分かるもの。（例えば、屋根に被害を受けている場合、ブルーシートを一度撤去いただき、被害の範囲が明確に分かる状況を撮影）
- ・ 撮影年月日の表示。
- ・ メジャー等を添えるなどしてその大きさ・数量が分かるもの。（メジャー等の数値が判読できるもの）
- ・ 写真の説明文は写真内ではなく写真外へ記入。
- ・ 壁、床、天井のクラックや壁、天井のクロスの損傷→長さや面積が確認できるよう、メジャー等を一緒に写し込む。（平面図、立面図への記載）
- ・ 壁、床、天井のタイルや瓦やガラスの割れ→割れたタイル等について、外した状態では被災によるものとの確認が困難であり、可能であれば取り外す前を撮影いただくことが望ましい。写真には割れたタイル等の数量を記入。（平面図、立面図への記載）
- ・ 壁等の傾き→被災箇所と一緒に当該箇所における水平器、水準器等の数値を写し込む等、傾きの角度が分かるもの。（平面図、立面図への記載）
- ・ 照明等の破損→破損箇所全ての撮影。（平面図、立面図への記載）

●実地調査の着眼点等について

今後、中国四国厚生局等において実施される予定の実地調査においては、通常、次のような点が着眼点として考えられます。

これを参考として、応急仮工事及び災害復旧工事を実施されるとともに、この着眼点について、実地調査の際に書類で説明できるように御準備をお願いします。

○申請額が国庫補助基準額（80 万円以上）以上であること。

○今般の地震によって被災した災害復旧費国庫補助の対象施設（部分）であること。

特に、併設等施設については、

- ・国庫補助対象施設（部分）に係る所要額であることが明確にされているか。
- ・共有部分の所要額が適切な按分方法により算出されているか。

○被害状況（箇所、程度）を確認出来る写真や図面が整っていること。

特に、

- ・写真、図面及び見積書等に共通番号等を付すなどにより、写真と図面が、見積書等における積算内訳のどこに該当するかが明確になっているか。
- ・修繕済の場合、修繕前、修繕後の写真（※：必要に応じ修繕内容が分かる写真も加える）を添付して、比較できることが望ましい。
- ・機械内部の故障や建具の動作不具合など、写真では被害が確認出来ない（外見では判断できない）ものについては、第三者による調査報告書（被害状況報告）や意見書など、被害状況が確認出来る資料が添付されていること。

○復旧内容（工事内容）と積算根拠が明確であること。

（業者等からの見積書に詳細な内訳が記載されていること）

○復旧工法が複数想定される場合、費用対効果や原形復旧の原則を踏まえ選定されていること。

○複数者から（3 者以上）見積もりを徴すること。

○明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものが含まれていないこと。

○著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものが含まれていないこと。

●工事か所（部分）ごとの復旧所要額の内訳把握について

「実地調査の着眼点等について」の中で見積書について「詳細な内訳が記載されていること」と記載していますが、当該施設の工事を一括して依頼（契約）される場合も、工事か所（部分）ごとの復旧所要額が分かるように、見積書や工事請負契約金額内訳書等を徴しておいてください。

これは、補助対象工事及び補助対象外工事を一括して依頼（請負契約等）された場合において、補助対象の復旧所要額を算定するためです。

●補助条件（入札等の契約手続き等）について

補助金の交付を受ける場合は、国の交付要綱により条件が付されます。

詳細は別紙《補助条件》のとおりです。

このうち、工事に係る契約手続きについては、次の条件が付されます。

地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

よって、工事の実施（契約・購入等）にあたっては、鳥取県が行う契約手続きの取扱いに準拠して実施していただく必要があります。

契約手続き等について、ご不明な点は当課担当者又は市町村担当課に御相談ください。

※ 補助金の申請について上の条件が付される他、社会福祉法人においては、その入札手続き等について、次の規定がありますので留意してください。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日付け社援施第7号）…別添のとおり

●各法人の契約手続き等について

契約の相手方の選定方法（入札によるのか、随意契約によるのか、随意契約による場合においては相見積とするのか単独見積とするのか）については、必要な工事の内容及びその時期とを照らし、適切に判断いただくようお願いします。

被災の内容と必要な工事は施設ごとに異なりますので、各施設において判断が難しい場合は、当課（県長寿社会課）に御連絡いただきますようお願いいたします。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

(関係部分を抜粋し、市町村又は社会福祉法人等に適用される場合の読み替えをしています。)

(交付の条件)

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の設置場所の変更

(ウ) 入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙9の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。